

- 注 1. 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
2. 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査（I）判断料、生化学的検査（II）判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。
- イ 尿中一般物質定性半定量検査
- ロ 尿沈渣（鏡検法）
- ハ 糞便検査  
糞便中ヘモグロビン定性
- ニ 血液形態・機能検査  
赤血球沈降速度（E S R）、網赤血球数、末梢血液一般検査、  
末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）、  
ヘモグロビンA1c（HbA1c）
- ホ 出血・凝固検査  
出血時間、全血凝固時間
- ヘ 血液化学検査  
総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ（ $\gamma$ -GT）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄（Fe）、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスペラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール（1, 5AG）、1, 25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム（Al）、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン
- ト 内分泌学的検査  
トリヨードサイロニン（T<sub>3</sub>）、サイロキシン（T<sub>4</sub>）、甲状腺刺激ホルモン（TSH）、副甲状腺ホルモン（PTH）、遊離トリヨードサイロニン（FT<sub>3</sub>）、C-ペプチド（CPR）、遊離サイロキシン（FT<sub>4</sub>）、カルシトニン、心房性N<sub>a</sub>利尿ペプチド（ANP）、脳性N<sub>a</sub>利尿ペプチド（BNP）
- チ 感染症免疫学的検査  
梅毒血清反応（STS）定性、梅毒血清反応（STS）半定量、  
梅毒血清反応（STS）定量
- リ 肝炎ウイルス関連検査  
HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量

ヌ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白（C R P）、血清補体価（C H<sub>50</sub>）、免疫グロブリン、C<sub>3</sub>、C<sub>4</sub>、トランスフェリン（T f）、β<sub>2</sub>-マイクログロブリン

ル 心電図検査

ヲ 写真診断

単純撮影（胸部）

ワ 撮影

単純撮影（胸部）

（平成 28 年 3 月 4 日 厚生労働省告示第 52 号）

（慢性維持透析患者外来医学管理料）

- （1）慢性維持透析患者外来医学管理料は、安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月 1 回に限り算定し、本管理料に含まれる検査の点数は別途算定できない。なお、安定した状態にある慢性維持透析患者とは、透析導入後 3 か月以上が経過し、定期的に透析を必要とする入院中の患者以外の患者をいう（ただし、第 1 章第 2 部通則 5 の（6）のアからウまでのただし書に規定する入院中の患者の他医療機関への受診時の透析を除く。）。なお、診療録に特定の検査結果及び計画的な治療管理の要点を記載すること。
- （2）特定の検査とは「注 2」に掲げるものをいい、実施される種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。これらの検査料及び区分番号「D 0 2 6」尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査（I）判断料、生化学的検査（II）判断料、免疫学的検査判断料は本管理料に含まれ、別に算定できない。また、これらの検査に係る検査の部の通則、款及び注に規定する加算は、別に算定できない。
- （3）同一検査名で、定性、半定量及び定量測定がある場合は、いずれの検査も本管理料に含まれ、別に算定できない。試験紙法等による血中の糖の検査についても同様である。
- （4）慢性維持透析患者外来医学管理料に包括される検査以外の検体検査を算定する場合には、その必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- （5）包括されている画像診断に係る画像診断の部の通則、節及び注に規定する加算は別に算定できる。なお、本管理料を算定した月において、本管理料に包括されていない区分番号「E 0 0 1」の「1」単純撮影（胸部を除く。）及び区分番号「E 0 0 2」の「1」単純撮影（胸部を除く。）を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に撮影部位を記載すること。
- （6）透析導入後 3 か月目が月の途中である場合は、当該月の翌月より本管理料を算定する。

- (7) 同一月内に2以上の保険医療機関で透析を定期的に行っている場合は、主たる保険医療機関において本管理料を請求し、その配分は相互の合議に委ねるものとする。
- (8) 同一の保険医療機関において同一月内に入院と入院外が混在する場合、又は人工腎臓と自己腹膜灌流療法を併施している場合は、本管理料は算定できない。
- (9) 区分番号「C102-2」在宅血液透析指導管理料は、本管理料と別に算定できる。
- (10) 下記のアからカまでに掲げる要件に該当するものとして、それぞれ算定を行った場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- ア 出血性合併症を伴った患者が手術のため入院した後退院した場合、退院月の翌月における末梢血液一般検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
- イ 副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のPTH検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
- ウ 副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、退院月の翌月から5か月間は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するPTH検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
- エ シナカルセト塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、シナカルセト塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するPTH検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
- オ 透析導入後5年以上経過した透析アミロイド症に対して、ダイアライザーの選択に当たり $\beta_2$ -マイクログロブリン除去効果の確認が必要な場合においては、その選択をした日の属する月を含めた3か月間に、 $\beta_2$ -マイクログロブリン検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理

料に加えて別に算定する。

力 高アルミニウム血症とヘモクロマトージスを合併した透析患者に対して、デフェロキサミンメシル酸塩を投与している期間中におけるアルミニウム（A1）の検査は、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。

(11) 慢性維持透析患者の検査の実施に当たっては、関係学会より標準的な検査項目及びその頻度が示されており、それらを踏まえ患者管理を適切に行うこと。

(平28.3.4 保医発 0304 第3号)

040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む）

(1) ダイアライザー

① I a型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 未満）	1,590円
② I a型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 以上）	1,530円
③ I b型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 未満）	1,610円
④ I b型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 以上）	1,650円
⑤ II a型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 未満）	1,600円
⑥ II a型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 以上）	1,670円
⑦ II b型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 未満）	1,600円
⑧ II b型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 以上）	1,740円
⑨ S型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 未満）	1,660円
⑩ S型（膜面積1.5m <sup>2</sup> 以上）	1,660円
⑪ 特定積層型	5,780円
(2) ヘモフィルター	4,630円
(3) 吸着型血液浄化器（β <sub>2</sub> -ミクログロブリン除去用）	22,600円
(4) 持続緩徐式血液濾過器	
① 標準型	26,500円
② 特殊型	27,800円
(5) ヘモダイアフィルター	2,810円

(平成28年3月4日 厚生労働省告示 第56号)

(参考)

042 緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル

(1) シングルルーメン

① 一般型	7,830円
② 交換用	2,060円

(2) ダブルルーメン以上

① 一般型	15,000円
③ カフ型	45,400円

044 血漿交換用血漿分離器

29,100円

045 血漿交換用血漿成分分離器

24,300円

046 血漿交換療法用特定保険医療材料

(1) 血漿交換用ディスポーザブル選択的血漿成分吸着器（劇症肝炎用）

71,600円

(2) 血漿交換用ディスポーザブル選択的血漿成分吸着器（劇症肝炎用以外）

88,900円

047 吸着式血液浄化用净化器（エンドトキシン除去用）

356,000円

048 吸着式血液浄化用净化器（肝性昏睡用又は薬物中毒用）

131,000円

049 白血球吸着用材料

(1) 一般用

123,000円

(2) 低体重者・小児用		1 2 6, 0 0 0 円
0 5 1 腹膜透析用接続チューブ		<u>1 3, 0 0 0 円</u>
0 5 2 腹膜透析用カテーテル		
(1) 長期留置型		
① ストレート型	6 3,	4 0 0 円
② 逆U字型	1 1 0,	0 0 0 円
(2) 緊急留置型		<u>9 2 1 円</u>
0 5 3 腹膜透析液交換セット		
(1) 交換キット		5 4 4 円
(2) 回路		
① Yセット		<u>8 7 3 円</u>
② A P D セット	5,	<u>3 7 0 円</u>
③ I P D セット	1,	<u>0 2 0 円</u>
0 5 4 腹水濾過器、濃縮再静注用濃縮器（回路を含む。）		6 4, 1 0 0 円

## 人工腎臓用特定保険医療材料

ア 吸着型血液浄化器（ $\beta_2$ -ミクログロブリン除去用）は、関節痛を伴う透析アミロイド症であって、以下の a から c までのいずれの要件も満たしている患者に対して、人工腎臓（血液透析に限る。）を行う際に用いた場合に、初回の使用日から 1 年を限度として算定する。また、透析アミロイド症の治癒又は軽快により、一旦使用を終了した後再び疼痛等の症状の出現を認めた場合は、以下の b 及び c の要件を満たすことを確認した場合に限り、更に 1 年を限度として算定できる。3 度目以降の使用にあっても同様の取扱いとする。

- a 手術又は生検により、 $\beta_2$ -ミクログロブリンによるアミロイド沈着が確認されている。
- b 透析歴が 10 年以上あり、以前に手根管開放術を受けている。
- c 画像診断により骨囊胞像が認められる。

なお、本材料を使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本材料の使用開始日を記載する。

イ 人工腎臓用特定保険医療材料の材料価格には、回路の材料価格が含まれ別に算定できない。

## 緊急時プラッドアクセス用留置カテーテル

緊急時プラッドアクセス用留置カテーテルは 1 週間に 1 本を限度として算定できる。

## 血漿交換用血漿分離器、血漿交換用血漿成分分離器及び血漿交換療法用特定保険医療材料

ア 血漿交換用血漿分離器

血漿交換用血漿分離器の材料価格には、回路の材料価格が含まれる。

イ 血漿交換用血漿成分分離器

a 劇症肝炎及び薬物中毒の場合にあっては、二重濾過血漿交換療法は実施されることがなく、したがって膜型血漿成分分離器は請求できない。

b 回路は別に算定できない。

ウ 血漿交換用ディスピーザブル選択的血漿成分吸着器

a 血漿交換用ディスピーザブル選択的血漿成分吸着器として算定できるのは、以下の各々のものである。

① 劇症肝炎又は術後肝不全に対して、ビリルビン及び胆汁酸の除去を目的に使用した場合

② 難治性の家族性高コレステロール血症、巣状糸球体硬化症又は閉塞性動脈硬化症に対して使用した場合（LDL 吸着器）

③ 重症筋無力症、悪性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、ギラン・バレー症候群、多発性硬化症又は慢性炎症性脱髓性多発根神経炎に対して使用した場合

b 回路は別に算定できない。

## 吸着式血液浄化用浄化器

ア 回路は別に算定できない。

イ 吸着式血液浄化用浄化器（エンドトキシン除去用）は 2 個を限度として算定する。

ウ 肝性昏睡又は薬物中毒の際に行う吸着式血液浄化法において血漿分離及び吸着式血液浄化を行う場合、吸着式血液浄化用净化器（肝性昏睡用又は薬物中毒用）とセットになっている血漿分離器は血漿交換用血漿分離器として算定できる。

（平28.3.4 保医発 0304 第7号）